令和２年 第４回定例会

あらまし

令和２年 11 月 30 日から 12 月 17 日の 18 日間の会期で、令和２年第４回定例会が開催されました。

今定例会では、報告３件のほか、条例の制定・改正、財産の取得、補正予算などの 21 件が市長から提出され、審査されました。提出された議案は、いずれも原案のとおり、可決・承認されました。

また、一般質問には 10 名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

第４回定例会　提案理由の説明（一部抜粋）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、私たちの生活は一変し、今年は市においても様々な事業や行事を中止、延期や規模縮小等の変更をせざるを得ず、皆様には何かとご不便をおかけしております。そのような中にあっても、市といたしましては、これらの課題に即応し、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて着実に施策を展開し、皆様とともにこの困難を乗り越え、新しい時代を切り拓いてまいる所存でありますので、議員各位におかれましても、何とぞご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

第４回定例会の経過

11月30日(月)【議会運営委員会】
【本会議】開会、会期の決定、諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決（議案の一部）、委員会付託

12月3日(木)【本会議】一般質問

4日(金)【本会議】一般質問

7日(月)【本会議】一般質問

8日(火)【本会議】議案質疑、委員会付託（特別委員会設置）

【予算特別委員会】

9日(水)【総務委員会】付託案件の審査

10日(木)【教育厚生委員会】付託案件の審査

11日(金)【経済建設委員会】付託案件の審査

14日(月)【予算特別委員会】付託案件の審査

17日(木)【議会運営委員会】

【本会議】委員長報告、質疑、討論、採決（議案の一部）、追加議案の上程、閉会中の所管事務調査、議員の派遣、閉会

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。
※　議決結果は９ページをご参照ください。

総務委員会

▼行方市債権管理条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律により、地方税に係る延滞金の割合の特例等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

▼字の区域の変更について

麻生字鶴房に変更する区域

■麻生　字万鍬　１３８３の４
■同　字丸塚　１３８９の３２
及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

富田字鶴房に変更する区域

■粗毛　字池ノ内　１７６の２

他４件

Q&A 財産の取得について

■取得する財産

（１）土地
行方市玉造字海辺甲１９５３番４　外３筆

（２）建物
水の科学館（霞ケ浦資料館）
・水質学習棟

（３）構築物等
土地や建物に付随する構築物等一式

■取得の目的

霞ケ浦ふれあいランド再生整備事業

■契約金額

１億１，９００万円

■契約の相手方

独立行政法人水資源機構
独立行政法人水資源機構分任契約職
利根川下流総合管理所長　仲道 貴士

Q 建物を更地にして購入することはできなかったのか。

A 交渉の中で、建物の減価償却がまだ残っていることや、相手方の意向もあり、建物の取り壊しはせずにそのまま取得することになっています。

Q 市の財政は厳しく、施設使用料の改定などを行っている傍らで、こういった大きな支出がある。そういった状況についてどう考えるか。

A 霞ケ浦ふれあいランド周辺は、市の計画の中でも観光交流拠点と位置付けられており、閉館したこのタイミングで事業を進めることが最善だと考えています。
市の財政が厳しいことは理解しており、そういった中で官民連携事業を取り入れ、経費の削減に努めているところです。

Q 霞ケ浦の桟橋の部分は水資源機構の所有なのか。

A 桟橋等は国で管理されており、何か事業を行う場合は、許可を得る必要があります。

本会議の内容を知りたい

本会議の内容は、なめがたエリアテレビや、インターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。会議録は、インターネットにて全文を確認できます。
市議会ホームページで「会議録」を選択してください。

教育厚生委員会

▼行方市出産ほう賞金支給条例の一部を改正する条例について

行方市臨時特別出産祝金の対象となる子との支給差を解消するため、所要の改正を行うもの。

行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例について

平成27年度から令和2年度までとしているスクールバスの利用料に関する特例措置について、引き続き子どもを育てる環境を改善・充実させる必要があることから、令和7年度までその期限を延長するもの。

Q コロナ禍の影響で現在バスは45台稼働しているが、今後、事態が収束した時に、バスの台数、大きさの変更などの計画は考えているか。

A 児童生徒が減少しているため、ルートの再編、バスの小型化などで経費の削減を考えています。

委員からの意見

自転車を購入して通学している家庭と比べると、公平性に欠けるのではないか。そういった不公平感の解消に努めて欲しい。

! 改正の主な内容

出産ほう賞金について

市の単独事業である「行方市臨時特別出産祝金」の**受給権者とならない母親**を対象に、祝金受給権者との格差を一部解消するため、出産ほう賞金の額を現行の「3万円」から**「5万円」**に増額する。

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。

※ 提出年月日、提出者の住所、氏名を書いて押印してください。

※ 請願書は、１人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名及び押印が必要です。

※ 紹介議員がつかないときは、陳情書としてください。

※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙例）

○○○に関する
請願（陳情）書

紹介議員
署名　　印

（内容例）

○○○に関する請願
（陳情）

1. 要旨
2. 理由

令和　年　月　日
請願（陳情）者の住所
氏名　　印

行方市議会議長　　殿

▼行方市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

将来に渡り安定した体育施設の運用を行うため、令和3年4月1日より各種体育施設の料金改定及び一部施設の整理・廃止を行うもの。

■施設の整理

（1）北浦柔剣道場の廃止
（2）玉造弓道場の廃止
（3）浜野球場 及び 泉野球場の名称変更

■施設使用料の見直し

（1）行方市麻生運動場施設使用料
（2）行方市北浦運動場施設使用料
（3）行方市玉造運動場施設使用料

Q A 行方市玉造B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について

将来に渡り安定した体育施設の運用を行うため、令和3年4月1日より行方市玉造B&G海洋センター使用料の見直しを行うもの。

Q スポーツ少年団への補助金について、令和2年度の予算額より、令和3年度の要望額が増えているのは、施設使用料の減免が無くなる分、増額したと理解して良いか。

A 増えた部分については、体育協会のNPO法人化に伴うもの等によるもので、施設使用料の分ではありません。

委員からの意見

スポーツ少年団等に対し、施設使用料の免除が無くなる分、当面、補助金の額を増額し、経過を見ながら、徐々に変更を行うべきではないか。来年度の予算編成に向け、十分に配慮していただきたい。

議会トピックス

議員研修会を行いました。

令和2年11月5日に、「議員の発言権を活用する」ことについて、研修会を行いました。

講師には、株式会社　地方議会総合研究所　代表取締役であり、元全国市議会議長会法制参事の廣瀬和彦様をお迎えし、議員の発言権、資料要求権などについて、幅広くお話しいただきました。

○　議員研修会　当日の様子

▼行方市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について

行政組織の変更により、行方市スポーツ推進審議会の庶務を処理する部署を変更するもの。

▼行方市立学校体育施設開放事業に関する条例の制定について

現在無料で行われている行方市立学校体育施設の開放事業において、受益者負担原則の確保及び増大する施設維持管理費への対処を図るため、使用に応じた料金の徴収を行うもの。

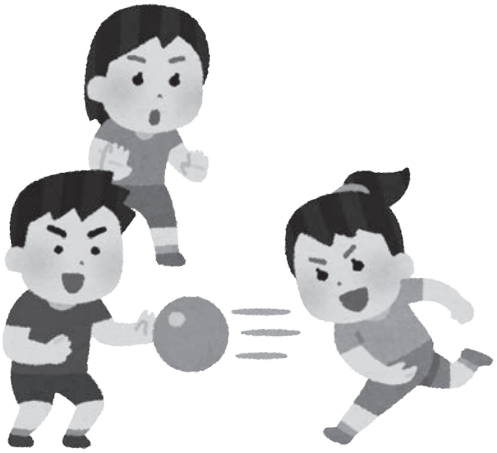

▼行方市障害者地域活動支援センタードリームハウスの指定管理者の指定について

行方市障害者地域活動支援センタードリームハウスの指定期間が令和3年3月31日をもって満了するため、指定管理者の指定について、議決を求めるもの。

■選定された優先候補者

社会福祉法人

行方市社会福祉協議会

経済建設委員会

Q A 行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、指定の更新と指定更新申請手数料の条文を追加し、所要の改正を行うもの。

Q 更新のタイミングはどの様になるのか。指定されて既に5年が経過した事業者は、即座に更新をしなければならないのか。

A 指定給水装置工事事業者につきましては、指定を受けた日に応じて、その指定の有効期間の経過措置が設けられています。

▼行方市道路線の廃止・変更について（2件）

■ 各委員会への 付託が省略された議案

▼人権擁護委員候補者の推薦について

柳町　清夫　（粗毛）

令和3年3月31日で任期満了となるため、柳町氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。

Q A 行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員及び一般職の任期付職員の特別給の改定を行うもの。

Q 今回の議案については職員組合と話し合い、了解は得たのか。

A 職員組合とは事前に話し合いを持っており、人事院勧告による改定という事で、了解を得ています。

▼行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うもの。

▼損害賠償の額を定め、和解することについて（2件）

スマホで読める！議会だより デジタルブック配信しています

○ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
○ 10 言語で読めます。
○音声読み上げもできます。
○文字サイズを調整できます。
※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。
音声読み上げには無料アプリ（カタポケ）のインストールが必要です。
※　デジタルブックの配信は発行日の 10 日後となります。

無料アプリ『カタポケ』
このアイコンが目印です。

■ 本会議において 賛否が分かれた議案

議案第82号 可決

財産の取得について

反対討論

コロナ禍により、国の財政は厳しく、地方交付税なども減少すると考える。人口減少により税収も減る中、市においても様々な行政課題を抱えており、財政は厳しい状況である。それを見据えた行政運営をするべきであり、慎重に見直すべきと考える。

賛成討論

今回の取得は、令和2年9月定例会の「霞ケ浦ふれあいランド再生整備事業に係る事業契約の締結について」の議決があり、使用目的が明確になっているものの取得であるため、妥当であると考える。

反対討論

土地の価格については妥当であると判断するが、老朽化した建物を7,900万円で取得するのは高額であると考え、議案に反対する。

議案第85号 可決

令和2年度行方市一般会計補正予算（第11号）について

賛成討論

市の未来や、アフターコロナを見据えた市政運営が必要で、そのために霞ケ浦ふれあいランド再生整備計画があり、この財産の取得もそのためのものである。建物の価格についても、不動産鑑定、入札等が適切に行われたと認識している。

反対討論

財産管理に疑問がある。不法投棄物の処理費用が当初より大きく増加しており、それに対する説明資料も不足している。このような案件は容認することはできない。

賛成討論

現実にある不法投棄物は処理しなければならない。処理費用の増加については、今回のものが最終的なものと判断し、議案に賛成する。

■ 議案賛否一覧表

（賛成＝○、反対＝×、棄権＝△、欠席＝－、議長＝■）

賛否が分かれた議案と賛否結果	1 中城かおり	2 伊勢山仙寿	3 髙野 市郎	4 阿部孝太郎	5 藤崎仙一郎	6 小野瀬忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 宮内 守	12 髙橋 正信	13 小林 久	14 髙木 正	15 大原 功坪	16 鈴木 義浩	17 髙柳孫市郎	18 岡田 晴雄	賛否結果
議案 第82号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	■	可決
議案 第85号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	■	可決

※議長は通常、表決に加わりません。
※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です。（棄権は退席を含みます。）

■ 令和２年第４回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件　　名	議決結果	付託委員会
報告 第 22 号	専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	―	―
報告 第 23 号	専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて ）	―	―
諮 問　第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	柳町氏を適任であると答申	―
議案 第 70 号	行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	―
議案 第 71 号	行方市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	―
議案 第 72 号	行方市債権管理条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	総務委員会
議案 第 73 号	行方市出産ほう賞金支給条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案 第 74 号	行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案 第 75 号	行方市社会体育施設条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案 第 76 号	行方市玉造Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案 第 77 号	行方市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案 第 78 号	行方市立学校体育施設開放事業に関する条例の制定について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案 第 79 号	行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	経済建設委員会
議案 第 80 号	字の区域の変更について	原案可決（全会一致）	総務委員会
議案 第 81 号	行方市障害者地域活動支援センター　ドリームハウスの指定管理者の指定について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案 第 82 号	財産の取得について	原案可決（賛成多数）	総務委員会
議案 第 83 号	行方市道路線の廃止について	原案可決（全会一致）	経済建設委員会
議案 第 84 号	行方市道路線の変更について	原案可決（全会一致）	経済建設委員会

※ ［　　］色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

■ 補正された予算（令和２年度）

議案番号	補正額（総額）	主な内容	議決結果
報　告　第 21 号 一般会計（第10号）	260万8千円　増額 （207億3,489万6千円）	○専決処分の承認を求めることについて ・用地管理事業（国庫補助金返還金）/260万8千円	原案承認 （全会一致）
議　案　第 85 号 一般会計（第11号）	7億4,087万6千円 増額 （214億7,577万2千円）	・市有地維持管理委託料/2億3,595万円 ・ふるさと応援寄附金募集事業/5,156万7千円 ・財政調整基金積立金/1億5,822万9千円 ・有機肥料供給センター整備改修基金積立金/4,467万4千円 ・実践的英語能力育成事業基金積立金/1,000万円 ・行方市学習環境改善事業基金積立金/700万円 ・行方市公共交通システム事業基金積立金/4,090万5千円 ・高齢者福祉対策費事業/849万7千円 ・介護保険繰出金/743万9千円 ・老人保護措置事業/669万2千円 ・生活保護総務費/4,930万7千円　など	原案可決 （賛成多数）
議　案　第 86 号 介護保険 特別会計（第３号）	保険事業勘定 5,649万7千円　増額 （39億7,142万円）	・第１号被保険者保険料還付金/35万5千円 ・国庫支出金等償還金/3,562万6千円 ・一般会計繰出金/2,018万6千円　など	原案可決 （全会一致）
	介護サービス事業勘定 343 万８千円　増額 （783 万８千円）	・新予防給付ケアマネジメント事業/50万6千円 ・一般会計繰出金/293万2千円	
議　案　第 87 号 後期高齢者医療 特別会計（第１号）	543 万６千円　増額 （3 億 9,743 万６千円）	・後期高齢者医療広域連合納付金/543万6千円	原案可決 （全会一致）

※ ［　　］色が付いたものは賛否の分かれた議案です。

■ 補正された予算（令和２年度・債務負担行為）

議案番号	事　項	期　間	限　度　額	議決結果
議　案　第 88 号 水道事業会計（第２号）	上下水道料金徴収等 業務委託	令和３年度から 令和６年度まで	1億9,237万4千円	原案可決 （全会一致）

※変更後の期間・限度額のみ記載しています。

■ 補正された予算（令和２年度・追加議案）

議案番号	補正額（総額）	主な内容	議決結果
議　案　第 89 号 一般会計（第12号）	1,436万5千円　増額 （214億9,013万7千円）	・申告受付支援システム使用料/25万1千円 ・申告相談受付管理システム備品購入/78万1千円 ・ひとり親世帯臨時特別給付金事業/1,333万3千円	原案可決 （全会一致）

※追加議案以外の補正予算は予算特別委員会に付託されました。